



江那古神初巻

巻之一

173  
1579  
1



江都官論秘鑑卷之三



總目錄

卷之三

- 一 西國橋新大橋斷牽行支配子烟事
- 一 西國橋新善法書來意小舟真田作堂舟
- 信法身上没収沙形と事
- 同橋元禄九年清善法事
- 并元禄十六年享保二年所修儀事

門ノ尹<sup>3</sup>  
 號 579  
 卷 1



一 新大橋始く沙書法に 所ある事

并出役くくく沙書法に 事

附 享保四年掛立の事

一 永代橋新大橋 九拂く依に 仰せり

并 永代橋石拂に依り 深川筋町人并

定寄江戸町人 大石書に推す事

一 永代橋為所佐料 雑事の入り 深川筋

大石書に推す事

一 石新書 所ある事 事

一 町人服長 常法に依り 事

一 草車 町半所入り 事

附 牛乃教本の價目 事

一 浅草三橋之間 臺置繩の事

附 深川三三之間 臺置繩并 所海邊後戻

石新書の事 事

日 寺師 後長江戸 事

日 大小の諸候 勅金 事

一 本所 所時の隆由 事

一 并西九津邊洋儀の事  
一 本所時乃種法原の事

卷之二

一 江戸牢屋の敷立兼儀の事  
海所奉行流儀の事  
日 揚子産系形規の儀  
日 牢屋及改押敷流儀  
日 西年大火の節在堂帯力大急出の因

人遊の事

日 帯力支配の同心の善儀全の事  
日 帯力指先善儀の事  
日 帯力新焼流儀の事  
日 帯力病氣の事  
日 石出儀の事  
持の事

一 牢至夏物此牢

一 牢至九月四方固之食物送之物此牢

一 牢至洗之教月之洗用青之書也此牢

一 附 牢至截与方上由誓安方此牢

一 牢至見与方勤方也改正也 仁也此牢

一 附 本役之與口出方之也之也此牢

一 洗用之持持米如級此也拂也此牢

一 洗乃持持 洗身身所也此也此牢上

此牢

一 車台七由端此牢

一 并 若之乃修之所用也此也此牢

一 附 洗此地也此牢

一 日 洗此固人扶持米此牢

一 日 若七祀洗之矣此并車也丹波守

一 女子始洗也

一 此人即松方海之上書此牢

一 附 日人抱海乃此牢

一 神 祀

一 津宝隆

一 津造五身

一 縣中印代書抄事

卷之三

一 浅草彈右衛門由緒事

一 并頼朝公在津判物事

一 禁裏 津右衛門事

一 関東 津入國之長古送事

一 并上野下仁田村馬在津所編事

一 津入國之長後引事

一 彈右衛門常刀古格事

一 同人之子事 津園所造事

一 津仕置物事 津用前事

一 島田義祐の陰謀事

一 并津右衛門先祖事

一 頼朝公 津事

一 小田原中条流家石老下所事

一 大橋龜下事



目吉系之礼文云云此事

目所成行、指皮の身、若多、

此事

目吉系物評教此事

一 江戸三芝居云云此化り善法此事

并下接表頼心法云云此事

目所成行云云

林手表并 津博云云 法藝前云評

領物此事

目松山又三郎 市村云云 津博云云 津博云云

津博云云 藝云云 前相領物此事

目本島田島津 坂東又九郎 此事

目 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

卷之四

一 小石川 卷之四 一件 此事

并小川 坐船上 書目 編云云 此事

目 施藥院 筋方 何事 此事



同齊治小書清沙醫師并

武家御持人医少掛り

作也事

同養生所定書法事

一 枳屋蔵在場門由緒事

并味方より京谷我由野流吉康志

歌の首十二張付右具久保甚五郎

作也事

同海吉三四印と改名と作也事

同枳野上苗字流系事

同枳野の役所流事

同三里塚築来事

一 幸良屋市右衛門由緒事

一 春多村右衛門由緒事

并水練并中鞍山祝言古由掃南中土原

事

一 附 富士川 先陣 事

一 地割後起京事

- 一 并木原其右清の由任金坑事
- 一 日本原其右清の地割定役の作事
- 一 日橋屋三右衛門地割定役の作事
- 一 日水野清吉の事成の由治事
- 一 享保年中町人教惣の事

望

江都官論秘鑑卷之三

目錄

- 一 西國橋新大橋町奉行支碓の事
- 一 西國橋普濟由事兼由方兵田伴其守  
信清男之没收古帳と成事
- 一 同橋之條九年由事兼由事  
并 元禄十六年享保三年由事復此の  
新大橋始の沙書清云 傳由事

一 并出役くらの中在員の事

附 享保四年掛五の事

一 水代橋新大橋の掛の成り 公出り

并 水代橋古五掛の事 并 深川筋町人

并 水代橋古五掛の事 并 深川筋町人

一 水代橋為渡渡科往來のくらの後、浅取

夜名額あり

一 右記各所の事外の事

一 町人服各等品の記あり

一 芝車町半町記あり

附 牛の数牛は價等の事

一 浅草三橋之間堂隘筋の事

附 深川三平之間堂権密并方師備後

境屋之右邊の事記あり

日方師備後江平掛の成り

日大小諸侯勸金上の事

一 本石所 時江程由來の事

并 西尾津程由來の事

一 本石時の隆文有統事

以上

江都官論秘鑑卷之七

西園橋新大橋所在の事

夫子産鄭國此以成と利と統宗應を  
以て人海漕浦の海は人海と云へ  
がしき事一城ありて大河巨川也橋一と  
民人海系事一城得とて是仁政乃安  
あり亦大郡全其内りも橋は長而海  
とみ城河常と其の申事と事と事と記



大橋の故に因て橋をくはす身はあや  
草にそ余ら山橋のより在り身より  
去りしは橋も同しなりは橋に  
是方より鉄骨平巻くはては本所  
系私ども支配仕る金子に取ら信  
橋に身重敷不かりと出徳中と  
とて

西國橋善徳橋滞り身其回作堂并信  
清身正没水之事

享保年中一町昔より西國橋所在  
之に在りしとて其の城守に  
二年にわたりしは西國橋の中  
五玉橋流事と寛文之五年に  
正作舟に舟流善徳舟其山橋  
内是西國橋の正作舟所橋架  
正作舟とて舟者なりしは西國  
正作舟に舟流善徳舟其山橋  
付来危き体なりしは西國



の月古任橋右用の任橋法所後と修系  
事後門修り中身ふまを新むの元祀  
四祀に修成り中修りやの右に修  
改進せんく官身よりめおのれ

田橋左派享保法書法流事

享保初一山一入派九子年三月  
西金木一西書法流は修成り  
承りぬく下奉行月々川台橋は守り力長

園全右橋門植村修を更下役とて同公野村  
法立法大之保者も承り水次りも承修勢也  
守組と力強四八右橋門山本六左之平塚修  
右橋門下役大田吉右衛門子女法助是承常出  
役と一所年寄の内あり無多村三左之橋棟  
梁よりと西井儀平山村吉之橋棟  
事出承りむを其節出流守り三合り  
出承り一同年九月十日成就せしは  
守り支配と承り物より一は後年磨修り



元禄十六年十一月廿六日の大火事より  
橋北西のこのやむ程焼失ししは長年  
事なき所なりし橋掛強ち事なき事なり  
遠近より享保二年丹古作事を行ひ  
仁丹出候後方より程なく享保の庚午  
若原のどろり常せしれり何事も  
可なり流支配とせしむ

新大橋開基辰未元禄の事

折新大橋元禄開基  
憲廟北出時あり元禄六年十月廿六日  
津城めり所も此の造書能勢公書成  
中流河出流の流沙を中列をせし流  
このころは流河水戸殿上地を流河に所入新観  
より橋を 仁丹の丹七書信言城より丹七  
事なきも 折又出流意あり者掛りあり  
作事同場所よりししは我亦百七拾元禄  
より事なき法事ありしなりし事なり

古法の中上者又らう〜何節の事か  
本らうを内り 水戸殿上飛のうらり  
しヶ淵といふ所も池も池も〜是を  
らう〜と在るを何れらう〜何と捉ませ  
地西と平均のを勢物らう〜は若  
すうは時吉法方掛らう〜は若  
与力あまの掛の権を是は能治む雲守  
組と万源寺十之五福と是は掛の中級と  
〜口んらう〜安房守組らう〜中四平の掛

長谷川 中三清 和国金物 野村源之助  
大之保 彦右衛門 中三清 和国金物  
福守 あり〜不お

徳出雲守組より出役乃 名号日心池方  
旧地 切らう〜ん〜お〜むら〜

一 新ら揚出まを法を〜御免〜らう〜  
去七月十日中出雲守と川口揚出守  
津城〜らう〜新番所 前海らう〜出先  
中列 寺阿部豊後守殿と後後とと後河川

新大橋 恰好く、あまの辰を新法者  
九情也——新方 互友と思ひ出度者、之に至  
りて難有可きなるを、後ハ新度者、の  
所ハ秋之但も守形ノ簡造、沙汰ハ、及  
古是より、むす十口申の、乃て、秋之但も守  
殿守形と出度者、此日、後ハ、沙  
度者、の、不片、其力、四く、白銀、之、打、了、口、心  
孫人、恨、三、打、り、之、り、よ、一、後、ハ、  
手、長、日、沙、空、り、行、一、是、合、出、有、法、九、書、口、心

一  
上、後、以、皇、成、年、一、口、月、新、大、橋、殿、り、  
井、上、大、和、寺、度、成、道、石、恒、正、香、法、之、後、守  
之、後、ハ、新、法、守、形、一、組、与、力、之、人、一、口、心、出、人  
一、口、心、出、せ、り、与、力、之、出、雲、守、組、り、深、州、十、七、度  
持、法、之、組、ハ、輝、尼、物、之、交、并、り、皇、法、恒、恒、純  
一、口、心、出、せ、り、其、後、之、方、恨、七、分、七、之、也、と、云  
一、口、心、出、せ、り、新、大、橋、由、越、也、一、口、心、出、せ、り、  
一、口、心、出、せ、り、係、出、出、時、也、一、口、心、出、せ、り、  
一、口、心、出、せ、り、中、山、出、雲、寺、組、其、力、之、浦、深、之、也、并、り、山、上

八左史右圖執前守組興力務野左史右福為仁  
云清世仍下役り心出重守組喜折為右衛門於  
本莊右衛門吉田清之侍執前守組より毎國各  
右衛門所田善師吉田清之侍執前守組より毎國各  
志中清世より六戸田山傳守殿より所世仍女々  
山城守殿より古沙法ありより二月中のこと  
なり同年三月十八日由雲守より内務公より  
古照り方より道心より一由役より傳中後日年六  
月八日所始より同九月廿五日迄あり

凡晴天八十二日あり古法成就せりは時出入  
用より合意二千貳拾七名大工六名清法會場  
既長ありて本棟梁を裁らるるより  
此建の事保上より二月六日所奉行と  
清城の古より六戸田山城及び信濃より古去奉  
中朝大橋掛玉より古法清の古由役のより此  
古守り新古精より古法清の古由役のより此  
依り古法清の古由役のより此古法清の古由役のより  
古守り新古精より古法清の古由役のより此

但由善法の良人々其處高野市  
所也く市川を舟に乗る所一白子屋  
七飯田河を舟に乗る所左に桶屋法  
云清宗橋屋所次市作南とや所新  
るものも動せし一と云信後

一 水代橋新大橋之角由大舞之作也事

并

一 水代橋所人々其處舟所掛り成るなり

一 水代橋新大橋一水善法云 作舟をり舟  
一 水代橋を同一水大破、及びり此所  
を新らるるなり一 善法を云上りて其文母

世見

一 水代橋新大橋とも見分仕上番大破、ら由修  
後より新成なり新規舟由善法を云  
りて新相成なり

一 水代橋新大橋とも見分仕上番大破、ら由修











目 名 大

御奉行御様

由代橋為修復料付書付今後り  
清取友部中事

前書のおく由代橋所掛は申あしり彼  
橋修復より申あしり大凡倍水の事  
申あしり管所より申あしり  
彼長に申し候だりとも申し候事

乃不えしあきお月と費用の事  
長深川筋所人ども申し候事  
と申し候事別紙に候事  
所申候事別紙に候事  
法の上は又申候事  
は別上書を通し申候事  
と申し候事

深川所懸所  
由代橋向事



素い〜〜の指仕を後右歌の中

一右出浅可立仁言に候へる永代橋に新観取  
橋造り九人四言の素少の成右歌深川  
家持も〜同歌入〜依り〜毎日附橋  
兵五武家も除其外継末の〜天不武涉  
〜有〜多〜のを喰喉口漏不仕候不中  
少仕着候や〜節〜不涉〜九言〜の継末  
少〜も滞〜り〜中〜指家持も〜五平〜の  
中〜の毎日の出浅今〜も不五〜の〜九言

此西に記玉橋入月重も仕候と深川惣  
所人并永代橋向寄江戶所人とも一日子

永歌中

右通り右歌も舟屋惣所人の言先橋更  
〜の〜候名も〜九〜中舟為永存り如也  
橋造り〜その斗動涉り〜出浅仕候事  
舟と〜候も〜何能際り〜年〜今も〜言は〜足年  
永代橋〜言は〜舟〜言は〜候も〜候も〜少船子  
〜言は〜舟〜言は〜海〜言は〜通海〜止

急用この中を中村の外難船仕合年竟  
流一舟はこゝに在りて浅仕合も概所  
絶るはたは深川船用事一と船中  
以てよりいふ所は江戸所へ送るに中  
外より右岸より年終に在りて船中  
の内は清天の年終に過るに中村  
也

二月

中山西重吉守

大園神元守

右一去年四月二日清川番井上河内守是  
に在りて一と云ふに  
月十八日内家合所へ大町へ一と云ふ  
船中流ありて一と云ふに  
也右邊 舟中一と云ふに  
一と云ふ

水代向合船中一の事  
一と云ふ水代船中一と云ふに  
水新船中一 大川節 若崎所

南新堀所 <small>三日月</small>	靈峯渡浪所 <small>三日月</small>
同川所	長峯所 <small>三日月</small>
東渡所 <small>三日月</small>	平渡所
十軒所	南八幡 <small>三日月</small>
本八幡 <small>三日月</small>	永渡所 <small>三日月</small>
日比高所	南堂場下
坂本所 <small>三日月</small>	本枝所 <small>三日月</small>
高所	小網所 <small>三日月</small>
伊勢所	本傳馬所 <small>三日月</small>

右所、嘉合、伊勢、公海、及び、

但、伊勢、渡り、伊勢、幸、之、後、再、所

り、及び、由、岡、原、河、り、る、と、今、上

り、く、く、原、幸、中、古、利、く、

右、之、方、橋、乃、由、伊、勢、之、也

所、人、服、指、帶、之、事

又、之、他、之、け、く、先、く、之、所、之、所、道

所、之、之、海、梅、之、く、其、滴、り、凝、り、く

初、之、之、海、梅、と、之、之、是、日、平、渡、り、先、之、利

洋流冷氣を帯びてくる國をこれと武蔵の  
流の古のんみ〜國とこのり武蔵の  
河〜民衆必〜一祖〜さ〜事  
そ〜と〜之〜一國家此法冷をさし  
〜ゆ〜〜常民事〜さ〜さ〜さ  
り於〜享保九年一月所入〜者  
方とさ〜事〜い〜ゆ〜さ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ

町全無振替外候より始の候好のとの  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ

津博へ右持参の上

享保九年 六月廿日 大田山博

津博へ右持参の上  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ  
ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ〜ゆ

力に日所筆多抄を成る所月書たる  
神宗の定人唱奇くごんの時書身の内  
を和語一唱味一とありし中後を  
以て之を在傳の則以て成考く古格神の極  
書身の内一唱少於神宗の時書身  
一唱之を在傳の則以て成考く古格神の極  
書身の内一唱少於神宗の時書身  
力に日所筆多抄を成る所月書たる  
神宗の定人唱奇くごんの時書身の内  
を和語一唱味一とありし中後を  
以て之を在傳の則以て成考く古格神の極  
書身の内一唱少於神宗の時書身

豊見

町人招存一り多し中後を成る所月書たる  
神宗の定人唱奇くごんの時書身の内  
を和語一唱味一とありし中後を  
以て之を在傳の則以て成考く古格神の極  
書身の内一唱少於神宗の時書身

一 服守の海士孫六年以前に保二年丙寅  
其年八月十日に中後を成る所月書たる  
神宗の定人唱奇くごんの時書身の内  
を和語一唱味一とありし中後を  
以て之を在傳の則以て成考く古格神の極  
書身の内一唱少於神宗の時書身







年修承平十一年乙丑六十一年以前定年より  
断年より乙丑より乙未

一 牛形、年三百足、社長、信濃、神、年、年、  
其の、年、年、年、年、年、年、年、年、  
その、年、年、年、年、年、年、年、年、  
とは、年、年、年、年、年、年、年、年、  
戸村、年、年、年、年、年、年、年、年、  
年、年、年、年、年、年、年、年、  
年、年、年、年、年、年、年、年、

後別、年、年、年、年、年、年、年、年、  
年、年、年、年、年、年、年、年、

一 播磨、年、年、年、年、年、年、年、年、  
年、年、年、年、年、年、年、年、

取、通、年、年、年、年、

享保六年五月

中山出雲守

八國神前守

浅草深川三橋之間書好意の事

年、年、年、年、年、年、年、年、





その利

右の御奉行下分得り下知事

年号 月日

右御條目後色大陽寺様徳田山雲寺様  
上御願中上宮文十代年三月廿八日

元年 御後 作年 是

- 一 神尾儀前寺様石若石様此時明曆三年  
年十一月四日為此修後科銀子百貫目
- 一 鴻田山雲寺様甲斐山飛澤寺様此時延宝八

申年十一月九日為此修後科金二百兩  
此作

- 一 甲斐山飛澤寺様此條山房寺様此時貞享三  
三宮年三月此書法之
- 一 北条山房寺様此條山房寺様此時元禄六  
年九月十日為此修後科金五百兩
- 一 文源寺山宮九月六日此年三十二日書  
此寺別川口揚海寺様松若信是寺様  
此所

一 日十月十日 松前領定年様 高島 山内他

一 尾瀬川 几箇番あり 山内 山内他

一 尾瀬川 其山内 松木 大十之六 百年掛樹林

一 尾瀬川 其山内 松木 大十之六 百年掛樹林

一 尾瀬川 十二年卯申月廿日 津川 之 山内

一 地面 津川他

一 津川 國之 津川 大 名 様 不 動 令 在 之 割 令 在 之

一 山内 与 山内 他

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

一 山内 与

但 山内 有 之 山内 九 九 九 九 九

山内 与 山内 三 万 五 千 四 百 五 十 五





享保十三年七月

享保  
久松藩

平石河時の隆由來

兼西の河隆活存の事

享保の事代中らへり行在の如事あり日  
十年二月の以て國師前と平石河隆隆没  
原七河平河が隆隆後右勅申來河の事出  
と申すは進りる原七へこそ申すは故て  
書上河名出ら

平石河の事代中らへり行在の如事あり日  
十年二月の以て國師前と平石河隆隆没  
原七河平河が隆隆後右勅申來河の事出  
と申すは進りる原七へこそ申すは故て  
書上河名出ら

権現様三州の事代中らへり行在の如事あり日  
十年二月の以て國師前と平石河隆隆没  
原七河平河が隆隆後右勅申來河の事出  
と申すは進りる原七へこそ申すは故て  
書上河名出ら

平石河の事代中らへり行在の如事あり日  
十年二月の以て國師前と平石河隆隆没  
原七河平河が隆隆後右勅申來河の事出  
と申すは進りる原七へこそ申すは故て  
書上河名出ら

右敏後守致上明方之善方之互時在朝  
以事

一 台德院様所代鐘より三時と作守新規  
出降也事一内善津御云傍様以形り  
より西丸出鐘也事一遊角子是汝以  
十三時相初降也事一山降西所也  
納下事一 作守

一 周平八年七年一以市  
大猷院様所代古の降彼色御用也事

舟出所中上西所丸出鐘也事一山下湯也  
一 山所守長者川 是事一湯之 山所守也  
後五年七年七拾二年己未

孝有院様所代降新院仕彼持一也  
舟守也出所中上西所丸出降也事一遊角  
聖子湯也一 山 作守推石云庫湯之  
一 山 山丸出降也事一西所丸一納下

一 十六年己未三月  
文照院様所代降新院仕持中一守也









涪川之在昔所より涪州河原南むより  
より月と月武家言昔所方寺社方  
涪橋涪より年一及び年一中文之夜  
全橋志古初より事

一時の涪書は成存而之り橋橋川通  
より自依行別表は所至事より凡間表  
行所至武家間相領は涪橋書相建  
其より七居是は此よりなる涪橋建  
涪成就はと何處私大入用金名はと

カハ事

其れ涪相遠よりなること上

古子保十二年

本所時の涪

日文有

其の橋

日

長書橋

右の如く名生りるるは又涪橋を明あれ  
其の中より小部下の重宝よりなる所  
沙地よりと相接し其をいふは先利

江都官簿秘涪書より事





